

資料

訳注 晉書刑法志 (三) (未定稿)

内田智雄

獻帝建安元年、應劭又刪定律令、以爲漢議、表奏之曰、夫國之大事、莫尚載籍。[△]載籍也者、決嫌疑、明是非、賞刑之宜、允執厥中、俾後之人、永有鑒焉、故膠東相董仲舒、老病致仕、朝廷每有政議、數遣廷尉張湯、親至陋巷、問其得失、於是作春秋折獄二百三十二事、動以經對、言之詳矣、逆臣董卓、蕩覆王室、典憲焚燎、靡有子遺、開闢以來、莫或茲酷、今大駕東邁、巡省許都、拔出險難、其命惟新、臣竊不自揆、輒撰具律本章句、尚書舊事、廷尉板令、決事比例、司徒都目、五曹詔書、及春秋折獄、凡二百五十篇、蠲去復重、爲之節

[△]百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・翻注本にはいずれも「籍」の下に「也」の字がある。

[△]宋明本・朝鮮本には「執」が「獲」になつてゐる。

[△]朝鮮本には「今」が「令」になつている。

文、又集議駁三十篇、以類相從、凡八十二事、其見漢書二十五、漢記四、皆刪敍潤色、以全本體、其二十六、博採古今壞瑋之士、德義可觀、其二十七、臣所創造、左氏云、雖有姬姜、不弃憔悴、雖有絲麻、不弃菅蒯、蓋所以代匱也、是用敢露頑才、廁于明哲之末、雖未足綱紀國體、宣治時雍、庶幾觀察、增闡聖德、惟因萬幾之餘暇、遊意省覽、獻帝善之、於是舊事存焉、是時天下將亂、百姓有土崩之勢、刑罰不足以懲惡、於是名儒大才、故遼東太守崔實^a、大司農鄭玄、大鴻臚陳紀之徒、咸以爲宜復行肉刑、漢朝既不議其事、故無所用、

a 建安元年。(196 A.D.)
b 応劭。

c 董仲舒。
d 廷尉。
e 九卿の一、司法の長官で刑罰のこと

△宋明本には「二」が「三」になつて

いる。

△宋明本には「末」が「求」になつて

いる。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斠注本にはいづれも「用」の下に「矣」の字がある。

上奏文とともに奉つて次のように述べた。「そもそも国家の大事なものうち献帝の建安元年に、応劭はまた律令を整理撰定して漢議をあらわし、これを上奏文とともに奉つて次のように述べた。「そもそも国家の大事なものうちで、典籍ほど大事なものはない。典籍といいうものは、疑わしいことに決定をあたえ、是と非とを明らかにするものであり、適宜な賞罰を行ない、まことにその中正をとつて失わず、後世の人をして永く鑑みるところあらしめるものである。もとの膠東の相の董仲舒^cが、年老いて病み、官を退いたのちも、朝廷は政治上の論議があるごとに、しばしば廷尉の張湯^eに命じ、親しく陋巷を訪れて、

事の得失を問わせた。そこで董仲舒は春秋折獄二百三十二事をあらわし、その一々につき經書にもとづいて解答をし、これを論ずることが詳かであった。

ところが逆臣の董卓^gが王室を破壊顛覆し、典籍や法典は焼きはらわれて、一と

して残るものがなくなってしまった。開闢より以来、このようにひどいことはない。いま天子の車馬は東方に向われ、許の都^hに巡幸せられているが、危険や

困難から脱出して、いまやあらたに天の命を受けられることになった。そこで

私も身のほどを省みず、あえて律本章句ⁱ、尚書旧事^j、廷尉板令^k、決事比例^l、司徒都目^m、五曹詔書ⁿ、および春秋折獄^o、あわせて二百五十篇を編集し、その重複を

除き去り、適当に省略したり文飾を加えたりした。また議駁三十篇を集め、事

類に従つてならべ、あわせて八十二事項とした。そのうち漢書に見えるものが

二十五、漢記^pに見えるものが四あり、みな取捨を加え潤色を施して、本来の

すがたを損わぬようにした。またそのうち二十六の事項は、ひろく古今の傑

出した人物で、立派な道徳をそなえたものの議論をとり、二十七の事項は、私が考へて作つたものである。左伝^qにも、『たとえ姫^きや妾^{きょう}の女があろうとも、み

すばらしく賤しい女をしてはならぬ。たとえ糸^きや麻があろうとも、菅^{すげ}や蘚^{ちがや}

をしてはならぬ』とあるが、おもうにそれは、貴いものがなくなつた時、そ

の代りをさせるためである。されば私も鈍才を臆することなくあらわにし、聰

明な人々の末尾に加わつて書物をあらわしたわけである。たとえそれが国家の

e 張湯。

f 春秋折獄二百三十二事。
武帝の時に太中大夫となり、さらに廷尉・御史大夫などに歴任し、さるに下のことをみな湯に決す「とまで」とまでいわれたが、のち人ために謀られていわHISB^rに自殺した。

g 董卓。
後漢末の將軍で、靈帝の子の弁を廢して献帝を立てた。ついで袁紹等を攻められるや、都の洛陽を焼きはらに攻められ、帝を擁して長安に移つたが、初らに平三年(192 A.D.)に暗殺された。

h 許の都。
建安元年(196 A.D.)に曹操は帝を穎川郡の許縣に遷した。

i 律本章句。
尚書の官に保管されている行政や典式の先例となる記録。

j 尚書旧事。
尚書の官に保管されている行政や典式の先例となる記録。

k 決事比例。
さきの決事比に同じ。〔〕の一四頁

l 脚注参照。
参考文献。

m 議駁。
後漢書応劭伝には「春秋斷獄」になつてゐる。さきの董仲舒の春秋折獄

といふ。同じものであるかも知れない。駁議とは朝廷の論議に対し反する。

根本を治めととのえ、み世の太平をあまねくおよぼすのに十分でないがでも、

これらの書に明察をたれさせられ、聖徳を増しひるめられんことを願う次第である。政務の余暇を利して、お気のむくままにじ覽をたまわりたい」と。献帝_s

はこれをよしとした。ここにおいて旧来の故事が保存されることとなつた。この当時、天下は乱世にむかい、人民には土砂がいまにも崩れ去るに似た形勢が見え、従来の刑罰では悪事を懲らすのに十分ではなくなつてしまつた。そこで名儒大才として知られたもとの遼東太守の崔寔_t、大司農_uの鄭玄_v、大鴻臚_wの陳紀_xなどの人々が、みな肉刑_yを復活して行なうがよいとしたけれども、漢の朝廷がそのことを論議にとりあげなかつたので、その主張は用いられるところとならなかつた。

注① 廷尉板令。

廷尉が板に書きとどめた判例の類であらう。張湯伝では、廷尉が天子の裁決を後の判例とするために、掣令_{keiei}として書きとどめたことが記されている。なお張湯伝には「廷尉掣令」の語があり、注によるところでは、廷尉板令と同一のものと思われる。

② 司徒都目。

司徒は三公の一で、宰相の位である。都目とは決事都目のこと_uで、司徒が決定し、あるいは管掌した事例の総目のこと。なお司徒の職務の主たるものは、教育・民生・官吏の成績の評価・国家としての葬祭などとされている。

③ 五曹詔書。

駁修正を加えるために奉る上書のこと。

ⁿ 漢書。前漢(206B.C.—25A.D.)の正史で、後漢の班固の撰。

^o 漢記。後漢の歴史を記した書で、その編述は後漢の明帝(57—75A.D.)の時に始まり、そののち再三にわたつて補綴が行なわれた。のちこれをまとめたものが東觀漢紀である。

p 左伝。

原原本文は左氏となつてゐる。正しくは春秋左氏伝といい、春秋を敷衍したるものとされ、経書のひとつとなつてゐる。この引用文は、左伝成公九年のことばにもとづいているが、その左伝の文は、さらに逸詩の句を引用したものである。

q 姫や姜。

周代の姫姓や姜姓は由緒のある大国とされていた。

^r 菅や刪。菅や刪は、その纖維が絹や麻より粗悪で、布靴(ぬのぐつ)の材料などに用いられた。

s 献帝。

後漢の最後の天子、189—220A.D.

t 崔寔。

また崔寔とも書く。後漢末の人で、「政論」を著して名声を得た。建寧(168—172A.D.)中に卒した。

^u 大司農。漢の九卿の一で、錢穀のことを掌る。

五曹は尚書の五曹で、曹とは部局のことである。尚書は詔書の作成や宣布を掌る官で、五曹詔書とは尚書の官を通じて宣布された詔書を集めたものと思われる。漢旧儀によると、前漢では初め尚書は、常侍曹・二千石曹・民曹・主客曹の四曹からなっていたが、成帝(33—7B.C.)の時に三公曹を増して五曹としたとある。

v 鄭玄。

△後漢末の大儒、訓詁学者として著名である。127—200A.D.

w 大鴻臚。
△漢の九卿の一で、外交のことを掌る。

x 陳紀。

△後漢末に徳行家として有名で、「陳子」を著した。129—199A.D.

y 肉刑。

△身体を傷つけたり、身体の一部を切りとつたりする刑罰。

及魏武帝、匡輔漢室、尙書令荀彧、博訪百官、復欲申之、而少府孔融議、以爲古者敦龐[△]、善否區別、吏端^{△△△}刑清[△]、政簡[△]一無過失、百姓有罪、皆自取之、末世陵遲[△]、風化壞亂、政撓其俗、法害其教、故曰、上失其道、人散久矣、而欲繩之以古刑、投之以殘弃、非所謂與時消息也、紂斷朝涉之脣、天下謂爲無道、夫九牧之地、千八百君、若各刑一人、是天下常有千八百紂也、求世休和、弗可得已、且被刑之人、慮不念生、志在思死、類多趨惡、莫復歸正、夙沙亂齊、伊戾禍宋、趙高英布、爲世大患、不能止人遂爲非也、適足絕人還爲善耳、雖忠如鬻拳、信如卞和、智如孫臏、冤如巷伯、才如史遷、達如子

△宋明本には「古」が「ト」になつている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・斟注本には「龐」が「厖」になつていて、

△殿本には「吏端」の二字がなく、「刑清政簡」が「政簡刑清」になつていて、

△宋明本には「陵」が「凌」になつていて、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいずれも「適足絕人還爲善耳」の八字がない。

△政、一罹刀鋸、没世不齒、是太甲之思庸、穆公之霸秦、陳湯之都賴、
魏尚之臨邊、無所復施也、漢開改惡之路、凡爲此也、故明德之君、
遠度深惟、弃短就長、不苟革其政者也、朝廷善之、卒不改焉、

△宋明本には「思」が「意」になつて
いる。

魏の武帝が漢の王室を補佐することになった時^a、尚書令の荀彧^bは、ひろく百官の意見を徴して、ふたたび肉刑論をとりあげようとした。すると少府の孔融^cが次のように論じた。「昔は世の中が敦厚で、善悪の区別がはつきりしておる、役人はただしく刑罰は公正で、政治は簡明で過失はまったくなく、民が罪を犯すのは、みな自らそれを招きとつたのである。ところが末の世となつて正しい道がすたれ、教化がくずれて、政治は民の風俗をたわめ、法律は民の教化をそこなうようになつた。だから『上、其の道を失ひて、人、散ずること久しう』といわれている。それなのに、いにしえの刑罰を用いて民を正そうとし、その身体を残なう刑を施して世の中から棄てさるうとするのは、いわゆる時とともに変化していくというやりかたではない。殷の紂王は、朝がた川を歩いてわたる人のすねを斬つて、天下の人から無道の君よといわれた。およそ九州の地には、千八百の国君がいたが、そのおののの君が、一人に刑^dの刑を行なうとする

^a 魏の武帝が漢の王室を補佐することになつた時。魏の曹操に仕えて功績が多く、侍中となり、尚書令をかねた。建安十七年(212 A.D.)に五十才で卒した。

^b 荀彧。

^c 少府。九卿の一、宮中の服御の諸物、衣服・宝貨・珍膳のこと掌つた。

^d 「上、其の道を失ひて、人、散ずること久しう」。論語子張篇に見える曾子のことば。「散ずる」とは、民心が離叛して法を犯すことをいう。

^e いにしえの刑罰。肉刑を指す。

^f 殷の紂王は、……人のすねを斬つて。

れば、いつも千八百人の紂王がいることになる。それで世の中が平穏であることを望んでも、かなうべくもないことである。その上に肉刑に処せられた人には、胸中、生きる望みを失ない、心はいつ死んでもよいと考えているので、たいていは悪い方にいつてしまつて、二度とふたたび正しい方には立ちかえらないものである。夙沙衛は齊の國を乱し、伊戾は宋の國に禍いをおこし、趙高や英布は世の大きな患となつた。してみると肉刑は、人が非行ひこうをやりつづけるのを止めることができないばかりか、人が立ちかえつてよいことをしようとする道を絶つてしまふのに役立つだけである。かのように信実であり、孫臏のように智略があり、卞和のように忠義であり、下史遷のように才能がすぐれ、子政のように達識であつても、ひとたび刀や鋸の刑にかけられてしまえば、生涯、人並みには取り扱われない。だから、かの太甲が位に復したのちは、常道をおもい徳をおさめて刑を行なわず、穆公が秦の地に霸をとなえ得たのも刑を行なわなかつたからであるが、さらにまた陳湯かたなのこぎりが都頼水で詔を矯まげて郅支单于を斬つたのに對しても、魏尚が辺境の戦いで首級數を違えて報告したのに対しても、刀や鋸の刑には処せなかつた。漢が、罪人に対して過ちを改める道を開いたのは、まったく以上のことに鑑みるところあつたからである。さればこそ明徳の君は、さきざきのことをよくおしはかり、慎重におもいをめぐらし、よくないものをすててすぐれたものに従い、

g
およそ九州の地には、千八百の国君
ばかりいたが、禹貢によれば中州には諸説があるが、
揚・國・荆・梁・全土を冀するが、禹貢によれば九州には諸説があるが、禹貢によれば
前漢の賈雍の諸州に分けたとある。山のことをばによると、千八百の君を養つてゐる。
そのすねを斬り、たえられるかを調べた。わざわざ水の冷たさに見て、人王はある冬の朝、

h 人が立ちかえつてよいことをしようとする道を絶つてしまふのに役立つだけである。原文は「適足絶人還爲善耳」であるが、この句は百衲本以下の諸本には見えない。

i 刀や鋸の刑。
肉刑をさす。 訳注漢書刑法志五貞の
注③参考照。

軽々しくはそのまゝりごとを改めないものである」と。朝廷では孔融の論議を
善として、ついに改めるところがなかつた。

注④

夙沙衛。

初め斉の靈公は、正妻の顏懿姫の姪にあたる驪声姫の生んだ光を立て太子としたが、のちに妾の仲子の生んだ牙をもつてこれにかえ、光を東境に追つた。夙沙衛はこの牙の少傅となつたが、彼は宮刑をうけた寺人（宦官）で、この太子の改立に暗躍したひとりであった。しかし、のちに靈公が病むと、崔杼らはひそかに光を迎えて太子となし、やがて靈公の後をつがしめた。これが莊公である。莊公は牙を殺したので、夙沙衛は高唐に走つて斉の宋公にそむいた。このことは左伝襄公十九年（553B.C.）に見える。

⑤

伊戾。

伊戾もまた宮刑に処せられた人で、春秋時代、宋の平公の太子座の寺人。かつて座が楚の使者を歓待した時、彼は座が楚の使者と謀反を企てていると平公に告げて、座を死にいたらしめた。のち太子に罪のないことが明らかとなつて処刑せられた。左伝襄公二十六年（547B.C.）に見える。

⑥

趙高。

これもまた秦の宦者、すなわち宮刑に処せられた者で、始皇帝の崩じた時（210B.C.）、詔を矯めて始皇の長子扶蘇を自殺させ、のち李斯を殺して丞相となり、胡亥を立てて二世皇帝とした。秦末争乱の際、二世を殺して子嬰を立てたが、却つて子嬰のために殺された。

⑦

英布。

秦の末、黥刑に処せられたので黥布ともよばれた。秦末の群雄蜂起に際し、項羽に従い、のち漢に帰属し、淮南王に封ぜられた。しかし高祖の十一年（196B.C.）、謀反のかどで高祖に攻められ、逃走の途中、暗殺せられた。

⑧

鬻拳。

春秋時代の楚の忠臣。かつて楚王に意見したが容れられず、遂に剣をつきつけて王を従わせた。しかし君を脅かした罪は大きいとして、自ら罰しておのれの足を斬つた。楚人は彼を城門の番人の長とし、大伯と尊称した。左伝莊公十九年（675B.C.）に見える。

(9) 卜和。

楚の人。周の文王・武王に璞玉を献じたが、その都度、ただの石に過ぎぬとされ、信実でないことをいうとして左右の足を斬られた。彼はそれを残念におもい、玉をいたいで三日三晩哭泣していたので、成王が玉人に命じてそれを磨かせたところ、彼の言に偽りはなく、果せるかな眞の宝玉であった。この物語りは韓非子和氏篇に見える。

(10) 孫臏。

戦国時代の兵法家。初め龐涓とともに兵法を学んだ。涓は魏の惠王の将軍となつたが、自分の学才が遠く臏におよばないのをおそれて、臏を招いて罪におとしいれ、その両足を断ち、いrezumiの刑に処して、魏王に見え得ないようにした。臏はのち齊の威王に仕え、兵法の師となつた。たまたま魏と趙とが連合して韓を攻めるにあたり、齊は韓を助けることになつたが、臏は智略をもつて魏の将である龐涓を誘い、馬陵に打破つてこれを自負させた。

(11) 巷伯。

巷伯とは宮中にあつて王後の命令を掌る宦者。詩經の小雅に巷伯の詩があり、周の幽王(781—771 B.C.)の時、巷伯に寃罪のおよぶのをおそれて作られたものだとされている。

(12) 史遷。

司馬遷のこと。漢の武帝の時、李陵が匈奴に敗れたが、彼は陵のために弁護し、武帝(141—87 B.C.)の怒にふれて宮刑に処せられ、のち史記を著した。

(13) 子政。

漢の学者劉向、子政はその字である。宣帝(74—49 B.C.)の時、黄金を作ることができると上書したので、天子が多大の費用をかけて鋸作せしめたが、成功せず、まさに死刑に処せられるはずのところ、天子がその才を惜しんで死罪を減じた。前の五人はいずれも肉刑と関係があるが、劉向についてはそのような事実が見あたらない。

(14) かの太甲が位に復したのちは、常道をおもい。

書經太甲篇によれば、「嗣王戒めよ、なんじのその辟きみたることをつつしめ、辟はつかたられるは、その祖を忝はづかしむ」という伊尹の訓誡に対し、「王これ庸おなまとして念聞するなし」、すなわち太甲はその不明暴虐を常として、伊尹の訓誡を念慮におかなかつたと記されているのに対し、太甲篇の序によると、太甲が桐に放たれて三年、過を悔い善にかえつたので伊尹に迎えられ、毫の都に帰つたのち「庸おなまを思ふ」、すなわち常道の実践に念慮したとされていて、その本文と事実の前後に矛盾があるが、ここでは書序に従つて訳しておいた。なおこの伝説は、次の三例と異なり、直接には刑罰に關係がないと思われるが、ここでは刑罰に関するものとしてあげられていると解するよりほかにはない。

(15)

穆公が秦の地に霸をとなえ得た。

穆公は春秋時代の秦の名君。初め魯の僖公三十二年(653B.C.)、孟明や白乙^一らをして鄭を伐たせたが、翌年、孟明らは遠征の帰路、晉の襄公のために破られ、とりこにされ、黥刑を施されて秦に送り帰ってきた。しかし、穆公は彼等を罪することなく、自ら出迎えて謝していうのには、「この敗北は自分の責任であり、お前たちになんの罪があろうか」と。彼ら等に従前どおりの地位をあたえ、ついに西戎に霸をとなえることができた。

(16)
陳湯。

前漢の人。元帝のとき西域副校尉となり、詔を矯めて諸国の兵を発し、都賴水のほとりに匈奴の郅支单于を斬った。このとき朝廷では、矯詔の故をもつてこれを罪せよという意見が強かつたが、天子はこれをあわれんで罪を加えなかつたばかりか、却つてこれを賞賜した。

(17)
魏尚。

前漢の人。文帝のとき雲中太守となり、首級や捕虜の数を上申するのに、その数が六つ違つていたので、吏に下されて爵を削られることになった。しかし馮唐^二が彼のために説いたので、赦されてまた雲中の守となつた。

及魏國建、陳紀子羣、時爲御史中丞、魏武帝下令、又欲復之、使羣

申其父論、羣深陳其便、時鍾繇爲相國、亦贊成之、而奉常王修、不
同其議、魏武帝亦難以藩國改漢朝之制、遂寢不行、於是乃定甲子

科、犯鈇左右趾者、易以木械[△]、是時乏鐵、故易以木焉、又嫌漢律太
重、故令依律論者、聽得科半、使從半減也、魏文帝受禪、又議肉
刑、詳議未定、會有軍事、復寢、時有大女劉朱、撻[△]子婦酷暴、前後
三婦自殺、論朱減死、輸作尙方、因是下怨毒殺人減死之令、魏明帝

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「木」
が「斗」になつていて、
△元明本・南監本には「撻」が「樞」

になつていて、
△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・
南監本・秘閣本・汲古閣本には「朱」
が「朱朱」になつていて、

改土庶罰金之令、男聽以罰金、婦人加笞[△]、還從鞭督[△]之例、以其形體裸露故也、

△朝鮮本には「々」が「其」になつて
いる。宋明本には「笞」が「笞」になつて
いる。宋明本には「督」が「叔」になつて
いる。

魏の国が建てられて^a、陳紀^bの子の群^cが、その時の御史中丞^dであつたが、魏の武帝は令を下して、また肉刑を復活させたいとおもい、陳群をしてその父の主張をまたとりあげさせた。群はそれがよろしきにかなつたものであることをとくと述べた。その時、鍾繇^eは相國^fであつたが、まだこれを贊同支援した。しかし奉常^gの王修^hはその議に同調しなかつた。それに魏の武帝も、藩国ⁱの分^jをもつて漢朝の制度を改変することを憚かつたので、そのまま沙汰やみとなつて行なわれなかつた。これよりのち甲子の科^kを定め、左右の足に鉄^{てい}をはめられる罪を犯したものは、木械^{くわい}に替えることにした。当時、鉄が不足していたので、木に取替えたわけである。また漢の律が重すぎるくらいがあるとして、令を下して、律文に従つて判決をあたえられるものには、刑の半分を科すればよいこととした。すなわち刑の半減の法によらせたのである。魏の文帝^mがゆずりを受け位につき、また肉刑のことを問題としたが、審議が結論に達しないうちに、軍事に際会して、またたち消えとなつてしまつた。ときに、劉朱ⁿという女があ

^a 魏の国が建てられて。
これは魏が王朝を創めたことじでない
く、曹操が漢の建安十八年(213B.
C.)に一藩国に封ぜられて、魏国公となつたことをさす。

^b 陳紀。

^c 陳群。
穎川の人、魏国建てられるや御史中丞となり、曹操^{ねよび}文帝(220—
226)や明帝(226—239)に仕えた。

^d 御史中丞。
御史大夫の副官で、殿中^{てんちゆう}にあつて秘かに非法を擧げることを掌る。
^e 鍾繇。
穎川の人、文帝・明帝に仕え、大理・
大尉・大夫などとなり、太和四年(230)
に八十才で卒した。

^f 相國。
宰相のこと。

つて、息子の嫁を打つことがひどかったので、前後、三人の嫁が自殺したが、劉朱の罪を裁決して死刑を減じ、尚方におくつて労役につかせた。このことがあつてから、怨みや憎しみで人を殺したものは、死罪を減ずるという令が下された。魏の明帝は、土庶罰金の令を改め、男は罰金のかわりに体罰をうけることを認め、女に笞を加える場合には、また鞭督^qのやり方に従つた。^⑯ 答刑においては婦人のからだがあらわになるからである。

(18)

土庶罰金の令を改め、男は罰金のかわりに体罰をうけることを認め、女に笞を加える場合には、また鞭督のやり方に従つた。

同じことが魏書刑罰志には、「明帝改土庶罰金之坐、除婦人加笞之刑」と簡略に記されている。原文の「男聽以罰代金」の一句は、このあまでは解決ができないが、通典卷一六三には、「男聽以罰代金」となつており、ここではしばらく通典に従うこととしたが、なほ明板および朝鮮銅活字本の通典には「男」の字がなく、またその方が意を通じ易い。からにまた太平御覽引くところの晉志には、「男聽以罰金」の一句が全然ない。

g 奉常。

九卿の一、礼儀や祭祀のことを掌る官。

h 王修。

北海の人、後漢末曹操に従い、魏郡太守となり、曹操が魏國公となるや、大司農・郎中令となり、肉刑反対をとなえた。奉常となつたのはその後のことである。在官中に卒した。

i 甲子の科。

その科の発布された日の干支にちなんで、このように名づけられたのであろう。科は従来一般に律令を補足するものとみなされ、漢代以来律令・比とともに法分類上の項目を明確なものと考えられているが、なお明らかでない。

j 鉄。

足にはかせる金属属性のかせをいう。

k 木械。

l 令を下して。

令の字は命令を下す意味での令か、単なる使役の令であるか明らかでない。

m 魏の文帝。(220—226A.D.)

n 女。

原文には大女とある。壯年の女のことをいうのであろう。

o 尚方。

少府の属官で、天子の佩刀や上等の器物を上手な技術者に作らせることを掌る官。

p 魏の明帝。 (226—239A.D.)

b 鞭督。

△鞭でいましめる。笞を加える場合に衣服を脱がせるが、鞭督の場合には衣服を脱がせないのであろう。

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝、悝撰次諸國法、著法

經、以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊、盜賊須効捕、故著網[△]捕二篇、其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈踰制、以爲雜律一

篇、又以其律、具其加減、是故所著六篇而已、然皆罪名之制也、商

君受之以相秦、漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之

條、益事律興廢戶三篇、合爲九篇、叔孫通益律所不及、傍章十八

篇、張湯越宮律二十七篇、趙禹朝律六篇、合六十篇、又漢時決事、

集爲令甲以下三百餘篇、及司徒鮑公、撰嫁娶辭訟決、爲法比都目、

凡九百六卷、世有增損、[△]集類爲篇、結事爲章、一章之中、或事過數

十、事類雖同、輕重乖異、而通條連句、上下相蒙、雖大體異篇、實

相採入、盜律有賊傷之例、賊律有盜竊之文、興律有上獄之法、廢律

有逮通之事、若此之比、錯糅無常、後人生意、各爲章句、叔孫宣郭

△宋明本には「嫁」が「稼」に、「辭」が「詞」になつていて。

△宋明本には「其」が「具」になつていて。
△宋明本には「以」の字がない。
△宋明本には「蕭」が「簫」になつていて。
△宋明本には「興」が「興」になつていて。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斜注本にはいざれも「損」の下に「率皆」の二字がある。
△宋明本には「賊」が「殘」になつていて。

令卿馬融鄭玄諸儒章句十有餘家、家數十萬言、凡斷罪所當由用者、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬一千一百餘言、言數益繁、覽者益難、天子於是下詔、但用鄭氏章句、不得雜用餘家、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいすれも「通」が「捕」になつてゐる。

この時には秦や漢の旧い律をうけついでいたが、その法は魏の文侯の師の李^a悝から始まつたものである。悝は諸国の法を編輯して法經を著わした。そして王者のまつりごととしては、盜と賊のことほど急を要するものはないと考えたので、その律は盜と賊の篇から始まつてゐる。盜と賊とはかならずその罪を糾弾して逮捕すべるものであるから、網^bと捕の二篇を著わした。そして輕狡^c、越^d城、博戯^e、借假不廉^f、淫侈蠻制^gなどは、それらをもつて雜律一篇となし、また具律をもつて刑の加減についての規定を補ない具えた。このような次第で、著わすところはただ六篇だけであつた。しかしそれはどの篇もみな、犯した罪に刑をあてはめるという制であつた。商君はこの法經をうけ用いて秦の宰相となり、漢はその秦の刑罰制度を繼承し、蕭何^hは律を定めた。參夷連坐の罪を除き、部主見知の条を増し、事律の興・廄・戸の三篇をふやし、あわせて九篇とした。また叔孫通ⁱが、律ではふれていないところをもとして作った傍^j章

a 魏の文侯。(424—387 A.D.)

b 李悝。戰國魏の文侯に仕え、穀價統制や地力を尽すの説をたてまつた。魏の世家に見える李克と同一人であるといふ説もある。李克と同一人であるといふ説もある。

c 賊。人を殺傷すること。

d 網。唐律疏議の断獄律に「魏、李悝の刑法を分ちてこの篇を出す」とあり、「囚」の字を誤まって「罔」と書き、「罔」の字はまた「網」とも書くところから、「網」の字に改められたのであろう。

e 輕狡。

f 越城。縣や邑などの城壁を越えて出入するようなことをいうのであろう。

g 博戯。財物などをかけて遊戯をもつてゐる。

十八篇（18）と、張湯の越宮律二十七篇（27）と、趙禹の朝律六篇（6）と、あわせて六十篇となつた。また漢の時に定められたことを集めて、令甲以下三百余篇（300）とし、また司徒の鮑公が、婚姻などの訴訟を裁決した事例を編纂し、法比都目（2）を作り、すべて九百六卷とするなど、世々増減するところがあつた。大体いずれも同類のものを集めて篇をつくり、同種の事項をまとめて章を立てたが、ひとつの章の中で、時にはある事項が数十をこえ、ことがらの種類は同じであつても、その輕重の度がまったく異なつていることがあるのに、それらの条文をつらね章句をつづけて、前後たがいに関係をもたせてあり、おおまかには篇を分けてあつたが、実際にはたがいに入りくみあつていた。たとえば盜律の中に賊傷の事例があつたり、賊律の中に盜章の条文があつたり、興律の中に上獄の法規があつたり、廄律の中に逮捕の事項があつたりするなど、こうしたたぐいのものが多々、錯雜しててきまりがなかつた。そのため、のちの人々はおもいおもいの解釈を生み出し、それぞれに章句を作つた。すなわち叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄ら、諸学者の章句十余家があり、一家ごとに数十万字の章句があつた。およそ罪を断ずるのに準拠すべきところは、全部で二万六千二百七十二条、七百七十三万二千二百余字にのぼり、字数がますます多くなつて、読むものはますます困難を感じるようになった。そこで天子は詔を下して、たゞ鄭氏の章句だけを用いることとし、その他の諸家の章句を難え用いることをでき

i 借取不廉。
財物を借りて返却しなかつたり、財物を貸して不当な利をとつたりすることなどであろう。

j 淫移踰制。
奢侈をきわめ、車服・飲食・婚葬などに僭上なふるまいなどあることをいうのであろう。

k 具律。
後世の名例律に相当するもので、刑の加減に関する総則的な規定。

1 商君。

高祖と同じ沛の人。高祖の微賤ながらよくこれを助け、高祖が咸陽に時府に藏されていれる律令や図書を接収し、後日これをもつて漢朝の行政収容に立て、立派の資たらしめた。惠帝の二年卒した。

n 参夷。
三族を誅する刑。三族とも、父の族・母の族・妻の兄弟の罪を除いたのは、高后元年（187）の時のこととしている。なお漢志では、妻の兄弟の章句だけを用いることとし、その他の諸家の章句を難え用いることをでき

ないようにした。

(19) このような次第で、著わすところはただ六篇だけであつた。しかしそれはどの篇さだめ

もみな、犯した罪に刑をあてはめるという制さだめであつた。

この句は、犯罪に対応する刑名は、ことごとく網羅しつくしているという意味なのか、それとも、それらは皆、犯罪に対する刑名のみに限定せられたもので、後文の傍章律や事律などに類するものは含んでいないという意味なのか、作者の意志が明らかでないが、ここでは一応上記のように訳しておいた。

(20)
傍章十八篇。

叔孫通が傍章十八篇を著わしたということは、史記や漢書にも見えないことであるが、後漢書曹褒伝には叔孫通の漢儀十二篇の名が見え、また論衡謝短篇にも、叔孫通が儀品十六篇を制作したことが記されている。そして沈家本は、この漢儀もしくは儀品をもつて、傍章十八篇のこととしている。また傍章と呼ばれることがの意義も明らかでないが、沈家本によれば、この漢儀もしくは儀品が、律令と一緒に、すなわちそのかたわらに記されてることによると考へてゐるようである。

21

令とは天子の詔令のことで、律を補充する法的性質をもつもの。漢の令を令甲・令乙・令丙などと呼ぶその甲乙丙は、令の重要度を示すものであるとも、また令の編次すなわち今の第一篇第二篇などというにあたるとする説もある。

○連坐。五人組十人組を構成するものが、それぞれ相互に連坐せしめられる。これは、なお漢志では連坐の罪を除いることとしている。文帝(180—157B.C.)の時の時のこととしている。訳注漢書刑法志三・六四頁参照。

詳見知。詳しくは監臨部主。監督の任にある。
役人が、部下の犯罪に連坐する法。漢志では次の見知の法とともに、武帝(141-87B.C.)の時のこととしている。訳注漢書刑法志五二頁参照。

總事事律は、下文の興・廢・戸の三律を
き称ししたるものである。この三律はさ
きの盜律・賊律などが犯罪行為に對する
罰則規定であるのと異なり、もろもろの
規定期定ならびにその違犯行為に対する
罰則規定である。

S

興・廄律は兵・戸の三篇。規法による。役力など人民の徵發に關する。廄律は官馬駅伝などに關する。戸籍は税役を課する。上の法規。

u 張湯。

武帝の時に太中大夫となり、ついに廷尉・御史大夫などに累進し、「天下のことみな湯に決す」とまでいわれたが、のち人のために謀られて自殺した(115B.C.)。

v 越宮律。

城や垣をこえて不法に宮殿などに侵入するのを取締ある法規である。

w 趙禹。

武帝の時に御史となり、ついに中大夫・少府・廷尉などに累進し、のちに燕の国相となつた。90B.C.に卒した。

x 朝律。

朝会や謁見に関する律。

y 鮑公。

鮑昱のこと、鮑永の子。司隸校尉、司徒、太尉を歴任した。軍略にすぐれ、治政の実をあげ、刑制改革案を上奏して納められ、職にあっては法を奉じ正を守り、夙に父鮑永の風があるとして知られた。章帝の建初六年(81A.D.)に年七十余で卒した。

z 法比都目。

判決にあたつて適用した法の条文と、該当する条文のない場合に、援用した判決例とをあわせ記した総目のようなもの。

a 章句。

章句とは、章節を区切ることであるが、この場合は、心のいふむふとに解釈を施したものと思われる。

b 叔孫宣。c 郭令卿。

いずれも伝記をつまびらかにしなじ。

d 馬融。

扶風の人。後漢の安帝(106—125A.D.)・桓帝(146—167A.D.)に仕え、校書郎・南郡太守・議郎などとなつた。才高く学ひんぐ、多くの弟子を教え、延熹九年(166A.D.)、年八十八で卒した。論著すこぶる多く、また孝經・論語・詩・書・易・三礼などに注した。

e 鄭玄。

高密の人。馬融や盧植に師事して経学の蘊奥をきわめ、その門下はすこぶる多かつた。党錮の乱(166A.D.)に連坐して、禁錮の刑をうけるや、専ら経学をねらめて家門を出なかつた。詩・書・易・礼その他経学に関する注や論著が多い。建安五年(196A.D.)に年七十四で卒した。

衛覲又奏曰、刑法者、國家之所貴重、而私議之所輕賤、獄吏者、百姓之所懸命、而選用者之所卑下、王政之弊、未必不由此也、請置律博士、轉相教授、事遂施行、然而律文煩廣、事比衆多、離本依末、[△]決獄之吏、如廷尉獄吏范洪、受囚絹二丈、附輕法論之、獄吏劉象、受屬偏考囚張茂物、故附重法論之、洪象雖皆弃市、而輕枉者相繼、是時太傅鍾繇又上疏求復肉刑、詔下其奏、司徒王朗議又不同、時議[△]是時太傅鍾繇又上疏求復肉刑、詔下其奏、司徒王朗議又不同、時議[△]百餘人、與朗同者多、帝以吳蜀未平、又寢、

^a衛覲はまた奏して次のようにいった。「刑罰法律は、國家の貴び重んずることろであるが、私的な論議では軽んじいやしむところである。獄吏は民がその生命を托するものであるが、任用するものの卑しみ下げすむところである。王政の弊^{すた}れるのは、これが原因でないとはいきれない。願わくは、律博士をおいて、つぎつぎに教え伝えさせるようにせられよ」と。このことは遂に実施せられた。しかしながら法律の条文は煩多で、判決の事例は数多く、根本を離れ末節にとらわれるありさまであった。そして裁判を行なう役人、たとえば廷尉の獄吏^{はんこう}の范洪は、四人から絹二丈をもらつて、軽い法にこじつけて罪をさだめ、獄吏^{はんこう}

[△]宋明本には「吏」が「利」になつている。
[△]百衲本・宋明本・朝鮮本・斟注本には「議」の下に「者」の字がある。

^a衛覲。河東安邑の人。曹操に仕え、魏國のおこつた時侍中となり、制度のえ、文帝(220-226 A.D.)践祚ののち尚書となつた。明帝即位(226 A.D.)のち、律博士の設置を始め、忠言するところが多かつた。魏の官儀を整えたほか、撰述するところ數十篇あり、また書道においても名聲が高かつた。

^b律博士。律學博士のこと、廷尉に属する官。

^c廷尉の獄吏。司法の長官である廷尉の直轄する廷尉の獄で裁判を司る役人。

の劉象は、人から頼みをうけて、囚人の張茂物に対し片よつた取調べを行ない、故意に重い法にこじつけて罪をさだめた。^d 范洪や劉象は、いずれも弃市の刑に処せられたが、軽々しく法を枉げるものは、それからそれへとあらわれた。この時太傅の鍾繇^e は、また上奏して肉刑を復活することを求めた。そこで詔りして、その上奏を臣下に下げわたして論議させた。しかし司徒の王朗^f の意見はやはり鍾繇に賛同しなかった。^h この時、論議にあずかったものは百余人であつたが、王朗と同意見のものが多かつた。明帝は吳や蜀がまだ平定されていないために、またまた取りやめにしてしまつた。

(未完)

^d 囚人の張茂物に対し……罪をさだめた。原文は「囚、張茂を偏考して物故せしむ、重法に附してこれを論ず」とも読める。その場合は、張茂を偏考して死にいたしめたという意になる。

^e 太傅。司徒^g はないが、三公（太尉・司徒・司空）の上に位する。

^f 三公の一、魏の文帝の黃初元年に相国を改めて司徒とした。

^g 王朗。東海郡の人。曹操、文帝、明帝に仕え、御史大夫、司徒、司空を歴任し、大和二年(228A.D.)に卒した。

^h 王朗の意見はやはり鍾繇に賛同しないを修みわ魏がさかに魏の武帝が肉刑を復活させたといふがにつけ、さかいに魏の陳群父子にその議をとりあいと思つた。さきに鍾繇もまたそれに賛同し、さきに反対したことがある。ついに沙汰もまたものと思われる。「司徒王朗議又不同」